

# 最近の話題

## 薬剤師の生涯学習

公益財団法人 日本薬剤師研修センター 専務理事  
浦山 隆雄 (Urayama Takao)



### 1. はじめに

四半世紀前、平成元年の6月下旬、建て替え前の長井記念館の地下1階のホールで、財団法人日本薬剤師研修センターの設立祝賀会が行われた。当時、厚生省薬務局安全課に在籍していた私もご招待いただき、出席した。どのような式次第だったのか、どなたがどのようなご挨拶をされたのか、申しわけないながら全く覚えていないが、薬剤師が生涯学習に取り組むことが重要であるという認識と、それを支援していこうという熱気が感じられたことは記憶している。

平成6年度に始まった研修認定薬剤師制度は、当研修センターの中心的な研修制度で、ほぼ4万人の薬剤師が継続して認定を受けている。初年度、177人の新規認定者で始まったことを思えば隔世の感がある。その177人の方のうち、50人の方が平成24年度に6回目の更新を迎えられた。約20年間に亘る真摯な努力の成果である。受験勉強をしていた頃、「継続は力なり」という言葉を何度も聞かされたが、まさにそのとおりだと思う。平成25年度も、6回目の更新を迎えた方が続いて誕生している。

この研修認定薬剤師制度に始まった当研修センターの認定制度は、その後、専門的な認定薬剤師制度を2つ加え、現在、次の3つから構成されている。

- (1) 研修認定薬剤師制度
- (2) 漢方薬・生薬認定薬剤師制度
- (3) 小児薬物療法認定薬剤師制度

### 2. 研修認定薬剤師制度

研修認定薬剤師制度は、特に分野を特定せず、全職域の薬剤師が自らの責任で薬剤師免許を持つにふさわしい資質を維持するための生涯研修をバックアップし、その成果を認定するものである。

その運営のために、薬学関係及び薬剤師関連職種の学識経験者からなる研修認定制度委員会を設けている。研修認定制度委員会は、少なくとも1年に1回の会議を開催し、必要な事項を検討している。また、薬剤師のための研修会が円滑に行われ、個々の薬剤師に研修の機

会が適切に提供できるよう、都道府県ごとに薬剤師研修協議会が設置されている。これは、都道府県の薬剤師会及び病院薬剤師会の協力を得て、薬局、病院、薬系大学、製薬企業、卸企業などに勤務する薬剤師で構成されている。この研修協議会は、研修認定薬剤師の申請や認定証の発行の仲介を行っており、必要に応じて研修会の計画、研修受講シールの配布の仲介も行っている。

研修会は、研修会実施機関として登録された機関(団体)によって実施され、当研修センターの研修受講シールが配布されることになっている。この研修会実施機関への登録は当研修センターが定める基準に適合することが必要であり、平成24年度末現在で2,610機関(団体)が登録されている。これらの実施機関が行った研修会は、平成24年度で約14,000件であり、延べ80万人以上が参加している。

また、研修会は、当研修センターが実施するものもあり、現在は、座学研修として病態・薬理シリーズ研修(平成24年度は脂質異常症及び泌尿器がん、平成25年度は老年病及び呼吸器)を開催しており、実習研修として1日薬局・病院実務研修を実施している。

さらに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構との共催で、主に企業勤務の薬剤師を対象として医薬品承認申請実務担当者研修会、GLP研修会及びGCP研修会を、日本薬剤師会との共催で、薬剤師のための一般用医薬品研修会及び登録販売者のための一般用医薬品基礎知識研修会を、それぞれ開催している。

研修認定薬剤師になるには、薬剤師研修手帳を入手し、各種の研修により受講シールを取得する。4年以内に40単位以上(毎年5単位以上)を取得して申請すれば、認定が受けられる。その後は、3年ごとに30単位以上(毎年5単位以上)を取得することにより、更新の認定が受けられる。

### 3. 漢方薬・生薬認定薬剤師制度

漢方薬・生薬認定薬剤師制度は、日本生薬学会と共同で運営しており、平成12年度に始まっている。

漢方薬・生薬の基礎的知識と処方調剤の考え方、品質規格、有毒植物及び漢方薬・生薬原料植物の知識などを集中的に学ぶことにより、漢方薬・生薬に関する専門性の高い薬剤師の養成を目指している。

漢方薬・生薬認定薬剤師の新規認定のために漢方薬・生薬研修を開催しており、座学、DVD集合研修又はダウンロード型e-ラーニングの3つの方法で実施している。このいずれかによる9回の講義に加えて、1回の薬用植物園実習を受講し、試験に合格すれば漢方薬・生薬認定薬剤師の申請をすることができる。認定後は、3年ごとに更新となる。

### 4. 小児薬物療法認定薬剤師制度

小児薬物療法認定薬剤師制度は、日本小児臨床薬理学会と共同で運営しており、平成24年度に始まっている。

小児科領域において医薬品に関わる専門的立場から、医療チームの一員として小児薬物療法に参画するための能力と適性を備え、さらに患児とその保護者等に対しても適切な助言及び行動ができる薬剤師の養成を目的としている。

小児薬物療法認定薬剤師の新規認定のためには、e-ラーニング(VOD配信)による40時間程度(原則として1コマ60分)の小児薬物療法研修及び小児薬物療法1日実務研修を修了し、試験に合格することが必要である。認定後は、3年ごとに更新となる。

### 5. まとめ

それぞれの認定制度における申請書類、申請手数料などの詳細については、当研修センターのホームページをご覧ください。

<http://www.jpec.or.jp/>

平成26年6月に、当研修センターは創立25周年を迎える。この間、多くの方に支えられてきたことを感謝したい。そして、この歴史を大切にしながら、新たなことにも取り組んでいきたいと考えている。

例えば、出席した研修会等において学習した内容や成果を何らかの形で記録することは、学習の定着化などの観点から極めて有用であるが、研修認定薬剤師制度ではそれを単位認定の要件とはしてきていない。これについては、単位認定の要件としないことは踏襲しつつも、日本薬剤師会のJPALS(日本薬剤師会生涯学習支援システム)を併用して、研修会での学習内容を実践記録することを推奨するといったことも考えられるであろう。

この25年間に、薬剤師の研修に関わる団体がいくつも生まれてきた。薬剤師の生涯教育のために絶えず努力するとともに、薬剤師のためになるような協力体制も構築していきたい。

各認定薬剤師の認定状況

	平成24年度				平成25年度 (9月末における総数)
	新規認定者	更新認定者	合計	年度末における 総数	
研修認定薬剤師	4,572	9,890	14,462	41,967	41,794
漢方薬・生薬認定薬剤師	481	373	854	2,639	2,719
小児薬物療法認定薬剤師					190